

ノーマライゼーション条例づくり 誰もが共に地域で暮らせるさいたま市を目指して

条例について話し合う100人委員会も全5回を終えました。この条例では、「地域で暮らし、日常の生活を営むことが、すべての人に、それぞれの人にふさわしく、当たり前、実感できるようなさいたま市の実現」を目指しています。みなさんで話し合った意見や願いが条例の中に足跡として残るよう、条例づくりを進めていきます。



5月22日 条例についての学習会
障害者総合支援センターにて

第4回 条例の基本構想について

5月25日(火) 与野本町コミュニティセンター

第4回は条例の基本構想(案)※裏面参照 をもとに意見を出し合いました。①条例の目的は、「障害者の権利擁護」と「障害者の自立及び社会参加」を柱にしています。「障害者も含めた市民全体の条例にしたい」「必要な支援を差別なく受けられる環境をつくることを位置づけてほしい」との要望が挙げられました。②条例の名称については、「幼い子から高齢者まで、誰にでも分かりやすいものに」といった意見が多く出されました。条例の愛称も含めて検討していきます。③条例の対象とする障害者の範囲については、「手帳有無に関係なく、広い範囲で考える」との認識を確認しました。④条例の構成については、追加してほしい項目として、情報保障、住まいの確保・所得保障、政治参加の保障、医療的な支援等が挙げられました。また差別を禁止するための方策、市民の理解を図っていくための提案及び条例制定後のチェック機能のあり方についての意見も出されました。

第5回 就労について 6月12日(土) プラザイースト

第5回は就労をテーマに話し合いました。一般企業における就労においては、「これができないから雇わない」ではなく、「こういったことができるから雇う」と視点を変換し、障害者の雇用を拡大していく必要性が述べられました。また、就労を継続するためには、設備投資や用具などのハード面の整備と、移動支援や手話通訳の派遣、面接時のサポートや就職後の相談支援などのソフト面の支援の両方が必要であり、企業への働きかけや市行政の取り組みについての提案がありました。作業所や授産施設などの福祉的就労については、安心感や理解がある一方、所得や権利の保障の問題が指摘されました。障害のある方が「この地域で共に暮らしていくことを保障する人権主体である」ということはこの条例の核心部分であり、この人権の中に「働く権利」は当然含まれています。これまで寄せられた差別事例や100人委員会における皆さんの意見をできる限り汲み取りながら、条例の具体案とさいたま市の具体的施策をつくっていきます。



6月12日 第5回100人委員会での
グループ議論 プラザイーストにて

100人委員会 今後の開催日程とテーマ

| 回 | 日時 | 会場 | 話し合いテーマ(仮) |
|------|-----------------|----------------|-------------|
| 第6回 | 6月29日(火) 18~21時 | 浦和コミュニティセンター | 福祉サービスについて |
| 第7回 | 7月10日(土) 14~17時 | プラザウエスト | 条例の推進体制について |
| 第8回 | 7月27日(火) 18~21時 | 与野本町コミュニティセンター | 条例の構成案について |
| 第9回 | 9月11日(土) 14~17時 | プラザノース | 条例の要綱案について |
| 第10回 | 9月28日(火) 18~21時 | 与野本町コミュニティセンター | 条例制定後について |

本件に関するお問合せ窓口・参加申込受付 さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 企画係

【電話】048-829-1305 【FAX】048-829-1981

【メール】shogai-fukushi@city.saitama.lg.jp 【住所】〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

100人委員会では
随時、参加申し込みを
受け付けています。

参加ご希望の方は、障害福祉課までお申込下さい。

【応募要件】市内在住、在勤又は在学で20歳以上の方
※手話通訳、要約筆記、点字資料などをご希望の方はお伝え下さい。

条例の基本構想（案） 平成22年5月25日現在

第4回100人委員会では、条例検討専門委員会が提示した条例の基本構想（案）をもとに意見を出し合いました。100人委員会で話し合った内容やみなさんの意見をもとに案の見直し・修正を図っていきます。

条例の目的と性格

- 障害者の権利擁護
 - ・ 障害の有無にかかわらず、市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することを保障するために、障害者の権利を擁護することを目的とします。
- 障害者の自立及び社会参加の支援
 - ・ 障害者の自立や社会参加を支援するために、国連障害者権利条約の理念をふまえて、さいたま市として必要な措置を行うことを目的とします。
 - ・ 誰もが地域で暮らす一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

- ・ 障害者の権利を守るため、障害者の権利擁護に対し、実効性のあるものとします。
- ・ 市の基本指針を定めるものとし、市における施策の推進においては条例を尊重し、施策を行います。
- ・ 地方自治法による基本構想や障害者計画及び障害福祉計画を作る際、最大限条例の趣旨を生かします。

条例の名称

- 以下のことをふまえてこれから考えていきます。
- ・ 障害者の権利を守り、福祉向上を図るものである ・ 市民全体の福祉の向上にかなうものである
 - ・ その理念の根本にあるものがノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）という社会連帯に基づくものであること

条例の対象とする障害者の範囲

より広い概念で対象とする障害者を規定し、「谷間の障害者」が生じることがないようにします。
 条例では「（心身に障害のある）個人の能力や状況と環境のずれ」を「要支援状態（社会的な支援を必要とする状態）」ととらえて、「要支援状態にある心身に障害のある者」を障害者ととらえることとします。

心身に障害のある者

心身に障害のある者で社会的支援を要する者

各法に規定された障害者で
制度対象となっている者
(例：手帳所持者)

各法に規定された障害者で
制度対象となっていない者
(例：未申請者)

- ①各法の障害者の規定に合致しない障害程度の者
- ②各法の障害者の範囲に合致しない障害種別の者

条例の構成（案）

- (1) 総則
 - ・ 条例の目的 ・ 条例における障害者の範囲 ・ 市および市民の責務
- (2) 障害者の権利擁護
 - ・ 障害者への差別禁止と差別の解消・防止 ・ 障害者への虐待禁止と虐待の解消・防止
 - ・ 障害者への差別・虐待の解消のための機関と措置 ・ 障害者の権利擁護のための措置
- (3) 障害者の自立及び社会参加の支援
 - ・ 障害者の生活支援の促進 ・ 障害児・者のいる家族への支援の促進
 - ・ 障害児・者への教育の促進 ・ 障害者の情報提供の促進 ・ 障害者の社会参加基盤の整備促進
- (4) 条例の推進体制（モニタリングと計画の策定）
 - ・ 条例が適切に施行されるよう、さいたま市は障害者施策推進協議会に年次報告を行い、市障害者施策推進協議会は、その年次報告に対して提言を行い施策に反映させていく仕組みを作ります。

みなさんの議論をもとに、案の見直し・修正を図ります。

お知らせ 7月24日（土）条例学習会を行います。

★アンケートを実施しています★

第3回で話し合った「教育・子育て」のテーマをふまえて、「これからの地域生活のあり方」について考える学習会を行います。

【日時】7月24日（土）18時～20時

【会場】浦和コミュニティセンター 13集会室

【講師】埼玉大学教育学部 宗澤 忠雄 准教授

北九州市立大学文学部 小賀 久 准教授

【お申込み】さいたま市障害福祉課までお問い合わせ下さい

※手話通訳、要約筆記、点字資料、託児などをご希望の方はお伝え下さい

さいたま市ホームページ

『ノーマライゼーション条例制定WEB』に掲載中です。ご協力をお願いします。

<http://www.city.saitama.jp/www/>

[contents/1260336773439/index.html](http://www.city.saitama.jp/www/contents/1260336773439/index.html)

「さいたま市ホームページ」→「福祉」

※100人委員会の議事録や資料についても、ウェブからご覧いただけます。